

平成28年 第5回

仙北市農業委員会総会議事録

平成28年4月8日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成28年4月8日(金)午後4時00分
2. 開催場所 温泉ゆぼぼ 本館1階「バンケットホール紫苑」
3. 出席委員 (24人)

2番 藤村隆清	3番 野中秀人
4番 佐藤孝典	5番 平岡裕子
6番 佐藤和	7番 千葉惣永
8番 青柳良信	9番 齋藤瑠璃子
10番 佐藤二郎	11番 沢山純一
12番 門脇博美	13番 藤村紀章
14番 辻均	16番 大石温基
17番 佐藤善栄	18番 草薨隆
19番 山本實	21番 田村博美
22番 真崎純孝	23番 大石知
24番 糸井淳	25番 藤原由悦
26番 鈴木八寿男	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (3名)

1番 高橋政敏	15番 倉橋重基
20番 山手善美	

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項 (相続等による取得) の規定による届出について

(2) 仙北市農業施策に関する建議書について (回答)

2. 議 事

(1) 議案第 15 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 16 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第 17 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第 18 号

農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 係 長 檜 尾 健

主 事 高 橋 直 人 主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

18 番 草 薨 隆

19 番 山 本 實

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成 28 年第 5 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の総会は、先般の総会でご承認いただきました職員の人事異動に伴い歓送迎会を開催するため、午後の総会となっております。それでは新しく農業委員会職員として任免されました伊藤主事から挨拶をお願いします。

伊藤主事 <挨拶>

議 長 ありがとうございます。それでは、本日の総会への出席委員は 24 名。欠席委員は 3 名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 7 番千葉惣永委員、8 番青柳良信委員兩名を指名します。会議書記には檜尾係長を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(4 時 4 分)

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程 5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告 1。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定 (相続等) による届出についてです。3 月 9 日から 4 月 7 日までに 4 名の方々から相続したと届け出があ

り受理し通知した旨を報告致します。

伊藤局長 次に報告2、平成28年度仙北市農業施策に関する建議書についての回答でございます。例年でありますともう少し後になっておりましたが、4月人事異動により早めに回答になりました。市への要望は6項目あり、それについて回答がなされております。いずれにしるこちらの建議書についての回答につきましては、この後の農業委員会だよりにも掲載し、周知する予定です。以上になります。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第15号、農地法第3条の規定に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第15号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成28年4月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖神代地区、田〇〇筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は田沢湖神代地区の〇〇さん。譲受人は田沢湖神代地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条有償移転です。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での支払いです。申請事由は双方の合作地であり、譲受人が耕作している農地であることから、双方の合意により売買を行うとのことです。

次に整理番号2番、農地の所在が角館町広久内地区、田〇〇筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町広久内地区の〇〇さん、譲受人は角館町菌田地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条有償移転です。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、申請事由は、譲渡人は農業を廃止す

ることから、経営規模拡大の意向のある譲受人がその農地を購入することから、経営規模拡大の意向のある譲受人がその農地を購入することから、残り農地につきましては畑となります。

次に整理番号3番、農地の所在が西木町西明寺地区、田〇〇筆、面積が合計〇〇㎡、賃貸人は西木町上荒井地区の〇〇さん、賃借人は同じく西明寺地区の〇〇さんです。利用目的は田、貸借による3条賃貸借権の設定です。賃貸借料は10アール当たり米〇〇俵の年額〇〇俵。期間につきましては〇〇年。申請事由は、賃貸人が今まで農業を行っていましたが、労力等の不足により農作業ができないことから、経営規模拡大の意向のある賃借人が借り受けるとのことです。

以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては1番高橋委員ですが欠席ですので、整理番号2番につきまして、18番草薨委員より現地確認報告をお願いします。

18番草薨 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号3番につきましては、11番沢山委員より現地確認報告をお願いします。

11番沢山 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第15号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定します。 (4時11分)

議長 次に議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が西木町上荒井地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、面積が〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は西木町上荒井地区の〇〇さん。譲受人は西木町小湊野地区の〇〇さんです。転用理由としましては、現在夫婦で市営住宅に居住しておりますが、今後の生活を考慮して、申請地に一般個人住宅の建築を行うとのことです。なお、現在仙北農業振興地域整備計画書からの除外手続き中であり、4月18日頃に除外手続きが終了する見込みとなっております。

整理番号2番、農地の所在が西木町小湊野地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町小湊野地区の〇〇さん、賃借人は角館町岩瀬地区の〇〇さん。転用理由としまして、現在利用している資材置き場が手狭となり、今後の作業の効率化や安全確保のため、申請地を造成して資材置き場として利用したいとのことです。整理番号1番と同様に現在、農業振興地域整備計画書からの除外手続き中となっております。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番につきましては、2番藤村委員より現地確認報告をお願いします。

2番藤村 《整理番号1番、2番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第16号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第16号については許可することに決定します。(4時17分)

議長 次に、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の整理番号5番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

24番糸井 退室の前に確認したいことがありますよろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

24番糸井 先に送付された議案番号と議事日程表の番号が違うところがありますが、どちらが正しいのでしょうか。

議長 暫時休憩とします。(4時18分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について整理番号5番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《13番藤村委員退室》(4時21分)

高橋主事 整理番号5番について説明します。農地の所在が田沢湖岡崎地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖岡崎地区の〇〇さん。賃借人は同じく岡崎地区の〇〇さんです。利用目的は田として。期間は〇〇年。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。こちらについて農地中間管理事業の利用がないと思われる方もいるとおもいますが、将来農地に建物の建築をするかもしれないとの話があり、併せて自作地が10アール未満にならないことから、中間管理事業の利用を行わないとのこと。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

24番糸井 建物を建築するとの話ですが、どのような建物なのか。手続きは必要になるのか。

樫尾係長 なにの建物を建築するかは不明です。土地所有者がどのような計画を持っているかによります。個人住宅や農家住宅を建築する際はやはり農業振興地域からの除外手続きも必要ですし、その後農地転用申請、現地確認、転用許可も必要となっておりますので、所有者にその際にご相談くださいと伝えてはおります。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号5番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《13番藤村委員入室》（4時24分）

議長 次に、整理番号15番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《2番藤村委員退室》（4時24分）

高橋主事 整理番号15番について説明します。農地の所在が西木町西荒井地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町西荒井地区の〇〇さん。賃借人は西木町小淵野地区の〇〇さんです。利用目的は田として。期間は〇〇年。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

23番大石 貸借期間が〇〇年となっておりますが、何かしらの理由があったのでしょうか。

高橋主事 特に理由はありません。賃貸人と賃借人双方の話し合いによりこの期間の契約となっております。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号15番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《2番藤村委員入室》（4時26分）

議長 次に整理番号5番、15番を除き一括上程します。説明をお願いします。

高橋主事 整理番号1番、農地の所在が角館町白岩地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は角館町広久内地区の〇〇さん。譲受人は角館町白岩地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。自己資金での売買です。

整理番号2番、農地の所在が角館町雲然地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は西木町門屋地区の〇〇さん。譲受人は角館町雲然地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円。自己資金での売買です。

整理番号3番、農地の所在が西木町門屋地区で登記現況共に田。〇〇筆、合計面積が〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は西木町門屋地区の〇〇さん。譲受人は同じく門屋地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円。こちらはスーパーL資金での売買になります。

整理番号4番、農地の所在が西木町小山田地区で登記現況共に田。2筆、

面積は〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は西木町小山田地区の〇〇さん。譲受人は同じく小山田地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円。自己資金による売買です。

整理番号6番、農地の所在が田沢湖神代地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん。賃借人は同じく神代地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号7番、農地の所在が田沢湖神代地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん。賃借人は同じく神代地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号8番、農地の所在が田沢湖神代地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は同じく神代地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖神代地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号10番、農地の所在は角館町雲然地区で登記現況共に田、〇〇筆、面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は千葉県〇〇市にお住まいの〇〇さん。賃借人は角館町雲然地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵。期間は〇

〇年です。

整理番号11番、農地の所在は角館町雲然地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町雲然地区の〇〇さん、賃借人は同じく雲然地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵。期間は〇〇年です。

整理番号12番、農地の所在は角館町白岩地区で登記現況共に田、〇〇筆、面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町広久内地区の〇〇さん。賃借人は角館町白岩地区の〇〇さんです。利用目的はとして。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号13番、農地の所在は角館町川原地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町川原地区の〇〇さん。賃借人は同じく川原地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号14番、農地の所在は西木町西明寺地区で登記現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は西木町西明寺地区の〇〇さん。賃借人は同じく西明寺地区の〇〇さんです。利用目的としては田。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です

新規の案件は以上になります。整理番号16番から25番につきましては、再設定の案件になります。10件の案件ですが、期間が3年のものが3件、5年のものが5件、6年のものが1件、10年のものが1件となっております。賃貸借料につきましては最高が20,000円となっており、事務局でも現状からすれば高いのではないかとの助言を行って

おりますが、それ以前にはもっと高い金額でのやり取りがあったようです。最低額が7,000円で、現物の10アール当たり1俵のものと0.88俵と設定されているものがあります。後は水利費につきまして、ほとんどが耕作者負担となる場合が多いですが、整理番号24番につきましては所有者の負担となっております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。この内容にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することとします。(4時44分)

議長 次に、議案第18号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは議案第18号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について内容の説明を致します。

田沢疎水土地改良区の公告第〇〇号として3月25日に公告されたものになります。売財産公売保証金見積額の公売財産1番についてですが、仙北市田沢湖梅沢字〇〇、面積〇〇㎡が仙北市分として公告されております。それに伴いまして田沢湖梅沢〇〇の〇〇さんが、公売財産1番につきまして申込を行いたいとのことで、買受適格証明願が農業委員会へ申請されており、受理をしております。〇〇さんの経営面積につきましては、自作地

の田〇〇㎡、畑〇〇㎡、借受地の田〇〇㎡、畑〇〇㎡、合計経営面積〇〇㎡となります。入札日時につきましては平成28年4月〇〇日午前〇〇時から。開札日時につきましては同月同日午前〇〇時〇〇分からとのことです。こちらに間に合うかたちで総会で審議して頂き、その後可決された場合につきましては買受適格証明願の申請者であります〇〇さんへ証明書をお出しすることとなっております。説明については以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見質問などございませんか。

『なし』の声あり

議長 無いようですので、議案第18号については買受適格者として証明することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第18号については買受適格者として証明することに決定します。(4時49分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 <新庁舎建設関連の動き 等>

議長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 ありません。

議長 土地改良区からの報告はありますか。

16番大石 ありません。

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 <大仙市内の野菜収出荷施設・臨時総代会等について>

議長 暫時休憩します。(4時56分)

議長 休憩以前にさかのぼり、議事を再開します。(5時5分)

議長 次に、連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 <協議事項 今後の日程>

4月25日(月)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

4月25日(月)農政専門委員会(西木総合開発センター「農林研修室」9時40分～)・農地専門委員会(西木総合開発センター「集会室」)

5月11日(水)第6回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」9時～)

5月24日(火)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成28年第5回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(5時11分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成28年 月 日

議長 _____

署名員 18番 _____